

令和6年度戦略的な情報発信事業にかかる業務委託
公募型プロポーザル募集要項

1 業務内容に関する事項		
(1)	案件名称	令和6年度戦略的な情報発信事業にかかる業務委託
(2)	概要(事業目的及び業務内容等)	<p>【事業目的】 市政情報をさまざまな手法で発信しているが、情報に接する機会がない、また情報がわかりにくいと感じる市民もあり、令和5年度民間ネット調査においても、「市政情報が得られている」との回答が、本市がめざす7割を下回っており、引き続き情報発信の強化に努める必要がある。</p> <p>とりわけ、大阪市が運用する情報発信ツールのうち、大阪市LINE公式アカウント(以下、「市公式LINE」という。)は「待っているだけでほしい情報が手に入る、「日常使い」の行政窓口」をめざし、令和5年度にセグメント配信機能の導入を行い、その機能強化を進めてきたところである。</p> <p>今後は、このLINEの機能や媒体特性を十分に生かした効果的な情報発信等を行うことで、市民QoLの向上や市公式LINEのさらなる魅力向上を図り、本市のめざす「日常使い」の行政窓口の確立を図る必要がある。また、こうした取組を進めることで、まだ友だち登録されていない市民への訴求力を高めることにも資するものである。</p> <p>そこで、民間のノウハウや知見を活用し、本市の重点施策に関して、市公式LINE等で活用できるコンテンツを作成するなど、市公式LINEを中心とした戦略的な情報発信を行い、本市の情報発信力の強化および市民の市政情報に接する機会の創出、施策・制度の理解や利用につなげる。</p> <p>【業務内容】 仕様書のとおり</p>
(3)	契約期間	契約締結日から令和7年3月31日
(4)	履行場所	本市指定場所
(5)	契約上限額	金9,685,445円(うち消費税等額880,495円)
2 契約に関する事項		
(1)	契約方法	<p>大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。</p> <p>なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。</p>
(2)	委託料の支払い	業務の完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。
(3)	契約書	別紙「業務委託契約書(成果物型)」のとおり。 なお、契約書の条項の文言変更は認めないこととする。
(4)	契約保証金	「大阪市契約規則」第37条第1項第3号に該当するときは、契約保証金を免除する。

3 参加資格要件		
参加資格を有するものは、法人その他の団体(以下「法人等」という。)、もしくはその連合体とし、参加申請時点で、法人等は次の(1)から(7)の条件を、連合体は次の(8)から(11)の条件を全て満たすこととする。		
(1)	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないもの。	
(2)	直近1ヵ年において、本店所在地の市町村民税並びに固定資産税を完納していること。	
(3)	直近1ヵ年において、消費税及び地方消費税を完納していること。	
(4)	経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと(会社更生法に基づく更生手続の開始の決定、又は民事再生法に基づく再生手続開始決定を受けたものを除く)。	
(5)	プロポーザル参加申請時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。	
(6)	大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。	
(7)	令和4・5・6年度本市入札参加有資格者名簿(業務委託)に、大分類(04 映画等制作・広告・催事、印刷)中分類(02 広告代行または、03 催事)で登録していること。	
(8)	連合体は、2以上の法人等により構成された任意団体、JV(共同企業体や合併企業)などとし、本契約に際して設立する予定であるときは、契約相手方として選定された後、契約締結までの間に設立すること。	
(9)	連合体を構成する法人等(以下、「構成員」という。)は上記(1)から(6)の条件を全て満たしていること。	
(10)	構成員のうち、代表となる法人等(以下「代表者」という。)を定めること。なお、申請書提出後の代表者及び構成員の変更は認めない。	
(11)	連合体については、代表者が上記(7)の同種目で登録していること。	
なお、法人等は重複して申請すること及び法人等として申請し他の参加申請を行う連合体の構成員となること、参加申請を行う2以上の連合体の構成員となることはできない。		
4 スケジュール		
(1)	募集開始(公開)日	令和6年5月31日(金)
(2)	公募型プロポーザル参加申請書受付開始日	令和6年5月31日(金)
(3)	質問締切日	令和6年6月11日(火)
(4)	質問回答日	令和6年6月14日(金)
(5)	公募型プロポーザル参加申請書提出締切日	令和6年6月25日(火)
(6)	参加資格 決定通知日	令和6年6月28日(金)
(7)	企画提案書 提出締切日	令和6年7月10日(水)
(8)	プレゼンテーション 開催日	令和6年7月18日(木)
(9)	審査結果 通知日	令和6年7月下旬(予定)

5 質問																																
(1)	受付期間	令和6年5月31日(金)9:00～6月11日(火)17:30																														
(2)	提出書類	上記受付期間中に「質問票(様式1)」を提出すること。																														
(3)	提出場所	「10 提出先、問合せ先」のとおり																														
(4)	提出方法	提出は、メールによるものとし、その他の方法(持参、郵送及びFAX等)は認めない。 なお、メール送信後、提出先へ電話連絡(平日9:00～17:30(休憩時間12:15～13:00を除く))すること。																														
(5)	回答方法	令和6年6月14日(金)に大阪市ホームページで公表する。ただし、質問がない場合は掲載しない。																														
6 公募型プロポーザル参加申請																																
(1)	受付期間	令和6年5月31日(金)～令和6年6月25日(火) 受付時間 平日9:00～17:30(休憩時間12:15～13:00を除く)																														
(2)	申請書類	上記受付期間中に次の書類を提出すること。																														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>書類</th> <th>法人等</th> <th>連合体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 公募型プロポーザル参加申請書兼誓約書(様式2)</td> <td>要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>② 公募型プロポーザル参加申請書(様式2(連合体))</td> <td>不要</td> <td>要</td> </tr> <tr> <td>③ 公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書(様式2(連合体))</td> <td>不要</td> <td>要(構成員ごとに提出すること)</td> </tr> <tr> <td>④ 連合体の構成員名簿(様式3(連合体))</td> <td>不要</td> <td>要</td> </tr> <tr> <td>⑤ 連合体の協定書の写し</td> <td>不要</td> <td>要^{※1}</td> </tr> <tr> <td>⑥ 直近1ヵ年分の本店所在地の市町村民税並びに固定資産税の納税証明書(写し可。参加申請時点で発行日から3ヵ月以内のもの)</td> <td>不要</td> <td>要(構成員ごとに提出すること)^{※2}</td> </tr> <tr> <td>⑦ 直近1ヵ年分の消費税及び地方消費税の納税証明書(写し可。参加申請時点で発行日から3ヵ月以内のもの)</td> <td>不要</td> <td>要(構成員ごとに提出すること)^{※2}</td> </tr> <tr> <td>⑧ 使用印鑑届(様式4(連合体))</td> <td>不要</td> <td>要^{※3}</td> </tr> <tr> <td>⑨ 印鑑証明書または印鑑登録証明書(写し不可。参加申請時点で発行日から3ヵ月以内のもの)</td> <td>不要</td> <td>要^{※3}</td> </tr> </tbody> </table>	書類	法人等	連合体	① 公募型プロポーザル参加申請書兼誓約書(様式2)	要	不要	② 公募型プロポーザル参加申請書(様式2(連合体))	不要	要	③ 公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書(様式2(連合体))	不要	要(構成員ごとに提出すること)	④ 連合体の構成員名簿(様式3(連合体))	不要	要	⑤ 連合体の協定書の写し	不要	要 ^{※1}	⑥ 直近1ヵ年分の本店所在地の市町村民税並びに固定資産税の納税証明書(写し可。参加申請時点で発行日から3ヵ月以内のもの)	不要	要(構成員ごとに提出すること) ^{※2}	⑦ 直近1ヵ年分の消費税及び地方消費税の納税証明書(写し可。参加申請時点で発行日から3ヵ月以内のもの)	不要	要(構成員ごとに提出すること) ^{※2}	⑧ 使用印鑑届(様式4(連合体))	不要	要 ^{※3}	⑨ 印鑑証明書または印鑑登録証明書(写し不可。参加申請時点で発行日から3ヵ月以内のもの)	不要	要 ^{※3}
		書類	法人等	連合体																												
		① 公募型プロポーザル参加申請書兼誓約書(様式2)	要	不要																												
		② 公募型プロポーザル参加申請書(様式2(連合体))	不要	要																												
		③ 公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書(様式2(連合体))	不要	要(構成員ごとに提出すること)																												
		④ 連合体の構成員名簿(様式3(連合体))	不要	要																												
		⑤ 連合体の協定書の写し	不要	要 ^{※1}																												
		⑥ 直近1ヵ年分の本店所在地の市町村民税並びに固定資産税の納税証明書(写し可。参加申請時点で発行日から3ヵ月以内のもの)	不要	要(構成員ごとに提出すること) ^{※2}																												
		⑦ 直近1ヵ年分の消費税及び地方消費税の納税証明書(写し可。参加申請時点で発行日から3ヵ月以内のもの)	不要	要(構成員ごとに提出すること) ^{※2}																												
⑧ 使用印鑑届(様式4(連合体))	不要	要 ^{※3}																														
⑨ 印鑑証明書または印鑑登録証明書(写し不可。参加申請時点で発行日から3ヵ月以内のもの)	不要	要 ^{※3}																														
<p>※1 本契約に際して設立する予定であるときは、契約相手方として選定された後、契約締結するまでの間に設立のうえ、提出すること。 ※2 令和4・5・6年度 本市入札参加有資格者名簿に登載されている構成員については、不要。 ※3 契約相手方として選定された後、契約締結するまでの間に提出すること。</p>																																
(3)	提出場所	「10 提出先、問合せ先」のとおり																														
(4)	提出方法	提出は、持参又は郵送等(簡易書留等の送付履歴が分かるもの。)によるものとする(郵送等の場合は(1)受付期間内に必着)。書類は、各1部提出すること。																														
(5)	通知方法	参加資格の確認を行い、参加事業者すべてに対して、令和6年6月28日(金)にメールにより通知する。																														

7 企画提案書提出		
(1)	受付期間	令和6年6月28日(金)～7月10日(水) 受付時間 平日9:00～17:30(休憩時間12:15～13:00を除く) ※上記期間内に提出がない場合、本プロポーザルに参加する意 がないものとみなします。
(2)	提出書類	・本要項別紙1「企画提案書作成要領(提案競技課題)」を踏まえて作 成すること。 ・上記受付期間中に次の書類を提出すること。 ア 企画提案書(様式5) イ 提案競技課題 ウ 業務実施体制 エ 経費見積書【全体・内訳】(様式6) オ 実績調書(様式7)
(3)	提出場所	「10 提出先、問合せ先」のとおり
(4)	提出方法	提出は、持参又は郵送等(簡易書留等の送付履歴が分かるもの。)によるものとし、その他の方法(FAX・メール等)は認めない(郵送等 の場合は(1)受付期間内に必着)。 書類は、紙媒体10部(正本1部、副本9部)を提出し、副本には記名し ないこと。 ※副本には、事業者名がわかる内容(推測される場合を含む)を記 載しないこと ※様式5の副本は不要
8 選定に関する事項		
(1)	選定方法	(1) 提出された「企画提案書(添付書類を含む)」及び別途実施するプ レゼンテーションについて、選定会議の委員が審査基準に基づき審 査を行い、採点を行う。 (2) その採点結果をもとに、大阪市政策企画室長は最も優れた事業 者を契約相手方として決定する。 (詳細は本要項別紙2「選定方法及び審査基準」のとおり)
(2)	審査項目及び配点	次の審査項目について審査を行い、採点する。 ア 提案内容の有効性・創造性(65点) イ 実施体制等(25点) ウ その他(10点) (詳細は本要項別紙2「選定方法及び審査基準」のとおり)
(3)	審査結果 通知日	令和6年7月下旬(予定)
(4)	通知方法	参加事業者すべてに対して、書面をもって通知するとともに、大阪市 ホームページに掲載する。
(5)	失格事由	次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。 ア 選定会議委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求め ること イ 他の参加者と企画提案の内容等について相談を行うこと ウ 提出書類に虚偽の記載を行うこと エ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこ と

9 その他	
(1)	参加申請後、契約締結までの期間において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた場合は、参加を無効とする。
(2)	提出された書類全ての作成・提出にかかる経費は、事業者の負担とする。
(3)	提出された書類は、返却しない。
(4)	提出された書類は、「大阪市情報公開条例(平成13年大阪市条例第3号)」に基づき、非公開情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となる。
(5)	提出された書類は、審査・選定の用以外に事業者に無断で使用しない。(大阪市情報公開条例に基づく公開を除く)
(6)	企画提案書の提出は、1者1案とする。
(7)	大阪市より提供した資料及びその他知りえた全ての情報について、大阪市の許可なく他の者へ漏らしてはならない。
(8)	受付期間の終了後、書類の提出や追加、差し替え等は認めない。
(9)	事務所所在地など申請内容等に変更が生じた場合、速やかに報告すること。
(10)	採用された提案について、必要に応じて内容を変更することがある。
(11)	契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。
10 提出先、問合せ先	
担当部局	大阪市政策企画室市民情報部広報担当 〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 5階 電話:06-6208-7252 FAX:06-6227-9090 Eメール:aa0015@city.osaka.lg.jp